

研究通信

No. 102
1976年6月刊
村落社会研究会
事務局

山形大学人文学部
日本経済史研究室
(山形市小白川町)

報告 本年度共通課題についてのコメント

山梨大学 似田貝香門氏

村落生活の解体に関する事例

宇都宮大学 柿崎京一氏

多数会員の御出席を期待します。また研究会終了後、引き続き合同委員会を開きますので、運営委員・宿題委員の方は万障繰り合わせのうえ、御出席下さい。報告者の決定を行ないます。

第二四回大会の準備状況

▲本年度の共通課題▽

村落生活の変化と現状

——農民にとっての“生活破壊”とは何か——

について、目下、報告者の募集中である。自由課題の報告希望者とともに今月末までに事務局にて御応募願いたい。

なお、開催校の山口大学において行なつていただいた第一回出欠アンケートによれば、五月二九日現在、必ず出席四二名、いまのところ出席六五名ということで盛会が期待される。

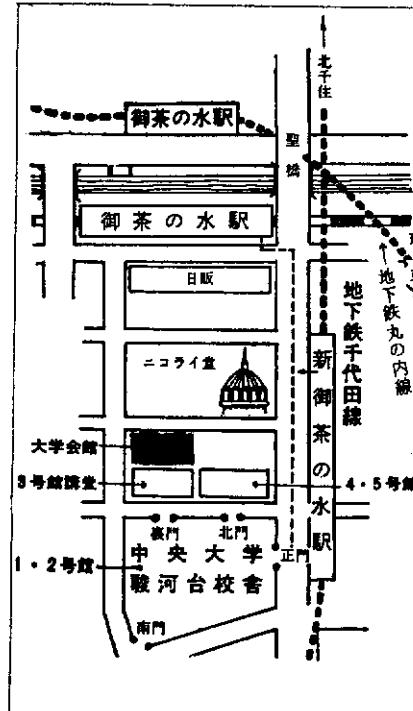
ところで、前号において事務局の不手際により、共通課題を、村落生活の歴史と現状、と印刷してしまい御迷惑をおかけした。前号討論会中、一八頁下段の松本会員と後藤会員の発言順が逆になつていたのとあわせ、おわびして訂正する。

第四回研究会（関東地区）開催通知

期日 一九七六年七月三日（土）午後一時より

場所 東京都千代田区神田駿河台 中央大学大学会館（下図）

第三回研究会（関東地区）



さる五月二二日（土）午後一時より、東京都北区西ヶ原の農林省農業技術研究所で、同研究所の田口三樹夫氏に「あとづき問題――農業経営から見た――」というテーマで報告をして頂いた。非会員ながら、我々の要望にこたえて下さった田口氏の御好意に感謝申し上げる。なお、出席者は、田口三樹夫（報告者）・内山政照（農林省農業総合研究所）・大野晃（女子栄養大学）・柿崎京一（宇都宮

大学）・久保良雄（農業技術研究所）・島崎稔（中央大学）・外山隆夫（農技研）・高橋明善（東京農工大学）・高山隆三（慶應義塾大学）・堤マサエ（山梨県立女子短期大学）・戸沢行夫（東京歯科大学）・蓮見音彦（東京学芸大学）・長谷川宏二（農技研）・宮森道仁（中央大学）・安原茂（成蹊大学）・山本陽三（山口大学）・岩本由輝（山形大学事務局）の十七名。

【報告】あとつぎ問題——農業経営からみた—

農林省農業技術研究所 田 口 三樹夫

お手許の資料「家族経営と後継者問題」は、農業経営研究会の機関誌「農業経営研究」第二五号（一九七六年三月）にのせたもので、昨秋の同研究会の「家族農業経営の進路」と題するシンポジウムにおいて、後継者問題という観点から私が報告したものレジュメである。

ところで、後継者問題を農業経営の研究サイドでとりあげるようになったのは、そう古いことではない。私自身、一昨年、ここにおいでになる長谷川宏二さんと一緒に現地調査に入ったのが最初の取り組みである。

従来、後継者問題は、主として人口論的な立場からの接近が行なわれてきたわけで、農業総合研究所長の並木正吉さんらが、そうして取り組みを進めてきた。これは農業人口の再生産という観点からの接近といえる。他方、村研の皆さんによる社会学や、法社会学の

分野で、家族制度の問題などとのかかわりで、早くから取り上げられてきたこともいうまでもない。

そうしたなかで、私ども農業経営研究の側でこの問題を取りあげることが少なかつたのは、問題意識の希薄さということも一つあつたようと思う。しかし、ここでは、後継者問題それ自体が、経営問題として取り組まるを得ないような事態に変つてきていることを指摘したいと思う。

そこで、農業経営研究として、この問題にどう取り組むのかということであるが、あくまでも個別経営の立場から後継者問題を位置づけることによって、当面する問題を浮き彫りにするということになる。この場合、個別経営といつても、それら個別が個のままで孤立して存在できない以上、そこでは一定の地域的なまとまり、たとえば集落とか農業協同組合とかいうような単位を構成しながら存在しているものである。つまり、「群」としてもみなければならないのであって、個別を含む集団としての後継者問題も視野に入れる必要は避けられない。しかし、ここでは、個別経営にとつての後継者問題に限定して報告したいと思う。

資料は、一昨年の調査結果にもとづいてまとめたもので、実は昨年も西南地域で現地調査をしており、その結果も加えて報告すべきであるが、都合によつてできなくなつた。したがつてデータとしては少し古くなるが、考え方という点ではここに集約的に示されると考える。

私の研究の主たるテーマである「経営主体論」からいえば、その

中心的課題は、社会的には存立しうる主体であつても、経済的には“主体”をなしていない、いわば主体欠如状態にある小規模家族経営について、その欠如している部分をいかに埋めて行くかということである。つまり、一本立ちの農業経営者をつくつてゆくための研究ということになる。従つて、今日の後継者問題とは非常に深い何かわりをもつてゐるといえる。

このような観点から後継者問題を考えるとき、「いえ」の問題とそこでの「家業」というのが従来一体的であつたものが、次の世代の後継者にとつては、分化可能なものとして認識されてきたという状況の変化が着目される。この状況の変化は二つの方向から推進された。一つは、内的なモメントとしての「いえ」制度にかかわるものであつて、世帯主、後継者を問わず職業としての農業を前提とするを得ない状況が定着したことによつて、「家業」と「いえ」の分化が内在的に進んできたことである。もう一つは、外側からもので、農業の労働力を労働力として本源的に吸収してゆく回路が、高度経済成長の中で用意されたことである。資本が農業以外に広く就業の場を用意し、農村青年を強力に吸収してきたことは今までもない。こうした内外の二要因によつて、先に述べた状況の変化が進んだと考へる。

こうした状況が農業経営問題にどう反映されてくるかというと、農業経営そのものが零細、小規模であつて、経営的な単位性を持ち得ないがゆえに、『縦ぐに値しない』経営として認識されることである。換言すれば、『縦ぐに値しない』職業になつたということか

ら、「家産」と一体的なものとして縦ぐことが当然とされていた「家業」は継がないが、「家産」は相続するといったように、「いえ」の相続と経営の継承との分化が明らかに進んでいて、

これを統計的な面から傍証するという意味で新規学卒者の就業動向をみると、昭和五〇年三月現在での新規学卒就農者は、わずか一万人にすぎない。もちろん農村でも高学歴化は進んでいるので、中学生、高校卒だけに限らないわけであるが、それ以上のものについての数字はつかんでいない。そうしたことを探して昭和四九年三月までの動きをみると、この年中、高卒で直ちに就農したのは一万四千人で、うち男子が一万一千人である。さらに、そのうち八千人が後継ぎということである。

この場合の後継ぎというのがどういう内容のものか実ははつきりしないわけで、農林省の就業動向調査、あるいは新規学卒農家子弟の就業に関する調査などの統計でも、意志統一されているとは思えない。一般的にはその家の世帯主であり、かつ経営主であることが予定されるものと考えられるが、統計用語としてそうだとしても、直接調査において、統計調査員とそれに答える親がどう認識しているかによつて違つてくると思われる。

そこで統計結果も正確さを欠くことが避けられないわけであるが、大まかにみて後継ぎは八千人ということを理解したいと思う。このほか、私どもが農業改良普及所などいろいろ話を聞くと、私どもが考へるよりはるか以前から農村の青少年対策はピンチに立つといったことが語られている。それとも、農林省の調査は

三月でやるわけであるが、普及所の方は八月頃でおさえてのことなので、その間に他産業へ逃げ出しが結構多いという実態にそぐわないとする指摘がどこでも出されている。実態としては、農林省の統計結果の良くて三分の二、悪ければ半分しか農業にとどまつていないのではないかということである。

こういった問題はあるが、一応三分の二は残つていると考へるならば、大体七千人の新規学卒者が就農しているとみると、従来の日本の農業のあととりの就農の仕方はそういう形が一般的だつた訳で、そうした伝統的な仕方での後継ぎが、いまや七千人にも満たなくなつてゐるといえるのである。かりにこれ以上の流出は喰い止めたとして、農家の世代交替の一サイクルを三十年とすると、むこう三〇年間に、全国で新規学卒就農者は二〇万人前後しか確保できないことになる。今日の若者たちにとって、学校を出てすぐ農業を継ぐという彼らの親たちがやつたようなやり方が、いかに軽視されているかが如実に示されてゐると考えられる。

以上のこととは男女ごみにしての話であるが、男女それぞれに配偶者がなければ家は存続しないので、当然先の数字の二倍いなければ農家としては再生産できず、従つて經營の継承もできないことになる。

ただ、今日のような高学歴社会のなかで、各県にある農業大학교とか、さらには一般の大学卒で就農するものも多くなつてきていて、一旦他産業に勤めた後で農業に戻つてくるというのもかなり考えられる。例えば全國農業會議所で行なつた調査結果——これは各

県の農業中核地帯に所在する農業高校の自営者養成コース三年に在学する生徒を対象としたアンケート調査であるが——をみても、こうした傾向がうかがえる。

これによると、四三六九名の三年在学生のうち就農志向しているものが五三・一%である。各县とも自営者養成の専門校として、大学区制の下に選りすぐりを教育しているところできえ、半分は農業を継がないものが出てゐるわけである。しかも就農するというもののなかでも、卒業後、直ちにいうのは一七・五%にすぎず、研修後というのが一〇・七%，さらに大学そのほか各種学校へ進学後といふものが七・四%を占めている。つまり卒業後、就農するものと進学後の就農というのが大体半々であるということになる。そして、Uターンといわれるような就職した後で就農するものも含めると、それぞれ三分の一ずつを占める形がみられる。

その結果を勘案すれば、先程はむこう三〇年間に二〇万人といつたが、その三倍は見込んでよからうということで、約六〇万人が予測されることになる。非常に荒っぽい計算であることを承知した上で、こういえるのであるが、上の数値には地域差がみられるので、当然そこには地域較差を考えなければならないのはいうまでもない。

そういうことを念頭におきながら、もう一つ農林省のデータをみたい。それは流出農家家族員の他産業離職帰農動向に関するものであるが、これをみると、離職後の就業状態で農業が主というのが徐々に増えて、昭和四七年に一萬一千人を数える。今回の不況でこの数字はもつと増えていることが推察されるが、その詳細はわか

らない。

とにかく、この数字であれば一一人程度が農業に就くことを主に選つてくるわけであるが、問題は、男子の場合でみて、三五歳以上というものが目立つて多い。これについては就業状態がわからないので農業とは限らない訳であるが、全体で一三万三千人のうち半数

以上の七万三千人は三五歳を過ぎて戻つてきている。つまり高令離職、そして、帰村ということであつて、そこでは両親がリタイヤーしたり病気になつたり、あるいは亡くなつたためにどうしても後を継がなければならない状況に追い込まれて帰村したケースが多いのではなかろうかと思われる。そして、「いえ」を継ぐことのなかで止むを得ず農業もやるといったケースが、かなり含まれているよう

に思う。

そこで、先ほどの農業が主であるもの一二万一千人についてみると、世帯上の地位別では世帯主が六万人で、後継者が四万二千人となつてゐる。そのうちのどれだけが本来的な意味での農家の世帯主、後継ぎたりえているかわからぬが、これ以下であることには間違いない。

いずれにせよ近年の農業生産力段階の下では、三五歳過ぎて戻つてみても、大型トラクターやコンバインなどを駆使できるという状況にはない。これがかつてのような小農的な技術体系ということであれば何とかなつたであろうが、労働手段体系が飛躍的に高度化され大型化されている現状のなかでは、たとえ戻つたとしても、それは有効な農業労働力になりえない形での帰村といえる。

例えば、北海道では、ピート・ハーベスターなどのように鉄の固定のでつかい奴が畑を走り回つていて、まず四〇歳過ぎたら運転はとても出来ないというようなことを農民自身がいつていて。従つて、高令リターンが、農業経営の継承のためというようにはみられなくなつてゐる。

それやこれやを含めると、今後三〇年間に三〇〇万人位確保されることになると、今いつたようなことで、そのうちの一体何%が実際に農業経営者たりうるのかというと、はなはだ悲観的にならざるをえない。三五歳という年金制度も考慮した上で、私の秘かな計算では、およそ一二〇万戸位残れば……と考えてゐる。つまり、農家としての連続性を保てるものが、荒っぽいデータで、荒っぽい分析からするとやつと一二〇万戸位だといえるようと思ふ。

こうした事態を前にして、まず経営研究の立場から考えることは、農家としての連続性を内在的に確保できる条件は一体何かということである。そうすると、何をおいてもまず親と子の間で、その親のやつてきた経営が子にとつて継ぐに値するかどうかが第一のメントラザルをえないと考える。これは科学以前の、あるいは分析以前の問題と思うが、その辺をどう調査によつてつかみ出すかが実は難題中の難題である。

うかつに調査を行つて、子供をつかまえて、どうだ家を継ぐ気があるか、農業を継ぐ氣があるか、と聞いてみても、いたずらに親の顔色をうかがうだけということもあるし、親は親で、今まさに親との懸案中の懸案であるところに第三者がすかすか入りこんで、遠

虚会釈なくどうこういわれると、かえつて話をぶちこわされやしないかとひやひやし通しというようなことになりかねない。そんなことで、後継者問題の調査は意外と難しい。

結局、普及所なり農協なりで、もうこの子はバリバリやっているという、いわばお墨付の農家しか紹介して貰えない。その結果、勝負がついているというか、經營繼承に成功している事例から、經營繼承の全般的な問題を類推してゆく方法をとらざるを得ない。

そういう調査を通じて私なりに考えた点であるが、まず、いえることは、繼ぐに値するとかしないとかは主観的な判断ではあるにせよ、決め手となっているものは農家の生産力であるということである。さらにいえば、他の条件を一定とすれば、おおむね經營規模である。そこで、現在の規模がそう大きいものでないにしても、それを大きくしてゆく可能性がかなりの現実性をもつて与えられるいる場合は、青年たちは農業に残っているわけである。

お渡しした資料では東北の事例しかわからないが、本年度は同じ研究課題で宮崎、熊本に調査に行つた。いわば高度経済成長から取り残されたとされる地帯であるが、そこでの青年たちは、まったく一から始めるような經營組織の変革を進めながら經營の繼承をやつていた。何々部落の、何々という家の耕地面積は大体決まつたものであつて、それをいくらかでも拡大しようとすれば、そのためには隣近所の土地を買わなければできないのが大方であるが、南九州では、まだそういう余地が残されているように思われた。

しかし、これが高地価の都市近郊などになると、とうていそんな

ことは許されないので、所有権を買い取つて規模を拡大してゆく可能性は非常に少なくなる。そして、このことは、日本全体についても大体いえるかと思う。經營学の立場からいつても、最も長期にわたつて資本を寝かさなければならぬ土地の購入に資本を投ずることは、經營としては最も非効率的なことである。

世界史の中で、最も資本制的展開の典型的発展をとげたイギリスにおいて、借地農の形——つまり資本を固定しない、または土地を買い取らないで——で資本制的借地農の展開がみられるという歴史的経緯からしても、土地の買い取りによる規模拡大は、經營的には望ましいことではない。

ただ、現実には、家業の問題ともかかわって、どうしても買い取りたいという気持が農家には強い。しかし、經營を繼ぐとか繼がないとか、そのときの經營規模がいくらという話のときには、單に土地を買い取るといったことにとどまれない。そこでは、借地があるとか、受委託などによつて操業規模ないし事業規模をどうふやしていくのか、そして、そういう方向に青年たちの心が傾いているのかどうかといつたことが、問われなければならない。そうした土地を拡大してゆけるのかどうかの問題が、第一にあげられる。第二は、これは土地拡大後ということではなく、問題の序列あるいは行為の序列からいって、どれだけ資本集約的な經營を創れるかということである。換言すれば、親の經營と違う新しい經營を、子が自分の力でどこまで創つてゆけるかである。

經營学のことばでいう經營組織の問題で、經營組織の変革を子が

いかに進めるのかが重要と考える。これまで何といつても稻を中心として、その裏作に麦、そして、畑に野菜というのが伝統的な日本農業の経営組織であったわけであるが、一九六〇年代の高度経済成長の中で、選択的拡大などといわれて、大きく転換をみたことは御承知の通りである。基幹作物を一、二にしほつた高能率経営であるとか、大量流通、大量出荷といったことで、かなり荒っぽくスペシャリゼーションが進んだのである。

このようにして、全国的にスペシャリゼーションが進み、ある地帯は全域プリンスメロンで覆われ、ある地帯は西瓜で覆われるといったように、部門総合性を欠落したような状態での専作化が急速に進んだのである。そのことが最近の農業見直しのなかで、地力維持機構としての輪作体系を無視したやり方であるということで問題にされているわけである。

そういうふた経営方式、組織の変革を子が自分なりのやり方で進めてゆく場合、そこに親子間の信頼関係はどうしても必要にならざる。この一作を駄目にしたがゆえに、明日から路頭に迷うといった冒険は許されない。だが、若者たちとしては、普通作みたいなものはやる気を起きず、例えば肉牛などのようなイメージは古いものであっても、やるなら六〇頭、一〇〇頭といった多頭飼育をやるというようなことになる。いわば肉牛肥育工場みたいなものをイメージとして持つており、そうしたものへどれだけ経営組織の転換を進め行けるのかが、経営の継承にとって大きい意味を持つといえる。

そして、第三の問題は、先の一、二を実現してゆく上での親子間

の信頼関係についてである。これを親がどの程度の経営権をどの時期に子に譲れるのか、譲っているのか、あるいは譲るつもりなのかといった経営権の譲渡の問題からみたわけである。

ところで経営権という場合、その内容が実態的に確認されないままであるが、一応民法上の「使用、用益、処分」の三権を合体したものとしての「所有権」のうち、「処分権」を持たない、いわば「使用、収益」の二権を子が持つという状態を考えてみた。これはかなり形式的なとらえ方なので、実際には種々バラエティに富んだものになる。とにかく、所有主であると同時に経営主である父親から経営主たることが子に移り、所有主である父親と経営主である子といふように、家族の中で人格的に分化している状態を考える。

これを肉牛の例でいうと、一、二頭飼育程度なら畜産公害といつたことは問題にならないが、六〇頭、一〇〇頭になると、部落の外へ畜舎を建てなければならないし、建てるからには堅牢なものが望まれるわけである。さらに飼料はタンク・ローリー・やダンプ・トラックで搬入することになるので、そこまで道路を考えなければならない。当然、施設に金をかけなければならなくなつて、「処分権」はないといつても、実際には親と子が一蓮托生ということでなければ、子が思い切つてやろうとすることに親としては金を出せないといった事情はみられる。

こんなことで、大型トンネル栽培から施設園芸でハウス規模を大きくするとか、あるいは三浦のスイカ地帯であると、新しい接木の技術を子供が導入するといった、作業における技術選択権といふよ

うなものまでが経営権に含まれてくる。そうした細かい内容のものまで含めた上で、それらが親から子に移つてゆく段階をきちつと整理する必要があると考える。

この問題は実は農業者年金基金における繼承資金貸与の問題ともかかわっており、どこまでを経営継承というのかと、いふことで、買取り資金、つまり親の年金の支出の仕方と密接な関連を持った問題になつてゐる。従つて、いづれは制度上の問題になつてゆくであろうと考えられる。

従来であれば親が全権を持つてゐるところへ子が就農し、成長とともに「鍼頭」として農作業の実権を握り、そのうちに部門選択であるとか、あるいは経営全体の責任を負うところまで徐々に経営権が移つてゆき、最終的に「しんじょう」譲りに至るというのが一般的であった。その過程を先ほどいつたような形で意識的に分離してゆく作業が、いま親と子の間に進んでいるように思われる。

このようにして、規模、組織、経営権というのが、「いえ」の連續性の中で、当主と後継ぎの間で今どのように行なわれているのか、

あるいは行なわれる可能性を持つのかといつたことが、私どもの分析の主題になる。さらに問題になるのは、これは皆さんが専門であるが、いま指摘した問題が孤立したものではないということである。たとえば六〇戸なら六〇戸で集落が構成されているとすれば、そこでの経営権の譲渡の進め方とか、もつといふならば子を農業高校に進めるか工業高校に出すか、あるいは普通高校に進学さすかままでに六〇通りの、一戸一戸個性あふれたやり方がなされていると考える。

これが従来であると、その共同体なりに、地主の恩子とか本家の息子でなければ普通中学にはゆけないといったヒエラルキーとか階層とかにかかわりなく、一種の平衡感覚といつたものが存在したようと思える。こうした平衡感覚がゆれ動いているのが、「むら」の現状であるといえる。

しかしながら、五〇町歩なら五〇町歩の「むら」の水田を荒らさないで、農地として使いこなしてゆくことが「むら」の存立基盤であることには疑ひはない。そして、「むら」が「むら」であることを止めない限り、その「むら」から後継者が一人もいなくなるといった事態は、口に出してこそいわなくとも「むら」にとつての憂慮すべき事態として「むら」うちでの相談事になるべきはずのものであると考える。このようにして、個々の家のあととりの問題でありながら、それが実は地域農業の、「むら」・集落に限定してもよいのであるが、「むら」農業の後継ぎ問題でもあるといふ二重構造としてみてゆく必要があろうかと考える。

そこで、「いえ」そのものは個別性をもちらながら、「むら」としての統合性が要求されるといふこの相矛盾した状況の中で、個々の「いえ」としては子がどのように道をたてるかは自由であります。「むら」としては誰かをおかなければならない事態が生じてくる。その場合、かりに五〇町歩の集落であるならば、四〇馬力のトラクターを軸とする大型機械化体系で基幹労働力二人でもつて集落の稻作は全部処理できると思われる。こうした状況の下で、「むら」が「むら」としての農業を営み続けるために、一体何人の後継ぎが確

保されなければならないかの「算定」はできると思う。しかし、これは誰を残すべきかという人の「選定」の問題とはストレートにはつながらないわけである。

従つて、この「選定」の問題が、「むら」の中での相談事として、あるいは行政村の相談事として大きく表面化してくるのである。農地の壊滅や農業生産の荒廃を防ぐために、自治体なり農協なりが、この位のオペレーターが必要であるから、後継者として何戸の若者を残して貢わなければ困るといった割り出し式の算定はできる。しかし、誰に残つて貢うかという話になると、猫の首に鉛をつけるような話になる。

こういつたことで、後継者問題といふのは、農家個々にとつてのそれと、地域としてのそれという二つを二重構造的に孕みながら展開しているものとして、とらえてゆかざるをえないといえる。そうした観点から、長谷川さんのように、そこでの生産者組織の役割を重視する見解も出てくるのである。つまり、個と全体をつなぐ機能的なものとしての生産者組織を、年令階層別のものまで含めて一つの横軸としながら、「むら」と「いえ」の新しい再生をはかるうといつた考え方もみられる。ここいらの問題に対して、アシスタントとして行く観点に立つて、経営研究サイドから生産力的な展開基軸といつたものを提供してゆかなければならぬ状態にあるわけである。そうした問題領域へ接近してゆく上での突破口として、個別経営のトップクラスに焦点をみてゆこうということで、一昨年、都市近郊の神奈川、茨城、それに主要農業地帯である東北の岩手、山形で

調査した結果にもとづいて、若干の実態分析を試みたのがお手許のレジュメである。調査は、昨年も引続いて今度は西南暖地の岡山、富崎、熊本で行なっているので、こちらは現在取りまとめ中ので、

はじめの方でもいつたが、私どもが県なり普及所を通じてかかるべき調査事例の設定を依頼すると、大体、成功した事例か、あるいは成功しつつある事例ということになってしまふ。ここに出ている事例についても、そうである。そのことを念頭において、第一図をみて頂きたい。

横軸に、まだ親が全面的に經營権を持つている段階から、ある部門に限つて子が分担している段階、さらに子が全面的に經營権を持つに至つた段階という形で、親から子へ經營権が移つてゆく度合によって三段階に区切つてある。また縦軸の方は、經營の発展段階によつてⅠ～Ⅲまで区分してある。この經營の発展段階は、最終的には規模を意味しているが、Ⅰは農業所得で經營の再生産が可能な段階、Ⅱはその上でかなりゆとりのある段階、そして、Ⅲは、家計と經營の分離計算をやつてみても、なお、おつりがくるという、いわば企業的な段階といつてもよいかと思う。

したがつて、この中でⅡというものが企業的經營へテーク・オフする過渡期の段階というように考えて頂いてよいが、こうしてみると、經營の発展段階で、子に全面的に經營権を移しているような経営では、企業的經營にいき易いといえる。逆に、親がいつまでも権限を持つてゐると、なかなか小農制約範疇を超えていくことを示

第1図 経営発展段階と「経営権」移転の様式段階

		神奈川・平塚K・I (バラ) 神奈川・大和T・I・ (養豚)	
III			
(経営発展段階)	岩手・志和R・H(水田・肉牛) 神奈川・三浦S・H (露地やさい)	神奈川・藤沢(露地+施設やさい) 茨城・岩井H・S(露地やさい+洋梨+施設やさい) 岩手・和賀K・C(水田+施設やさい)	岩手・志和・K(水田やさい・酪農) 岩手・和賀Y・O(水田・請負組織) 山形・鶴岡S・M(水田)
	茨城・岩井K・K(露地やさい)	茨城・下妻K・I(水田・普通畑作+梨)	山形・鶴岡K・S(水田)
	I		

①親全面(子鍼頭) ②子部分(部門分担) ③子全面(経営権移転完了)
(経営権移転の様式段階)

備考: われわれの実態調査から。部門の+印は子が追加したことを示す。

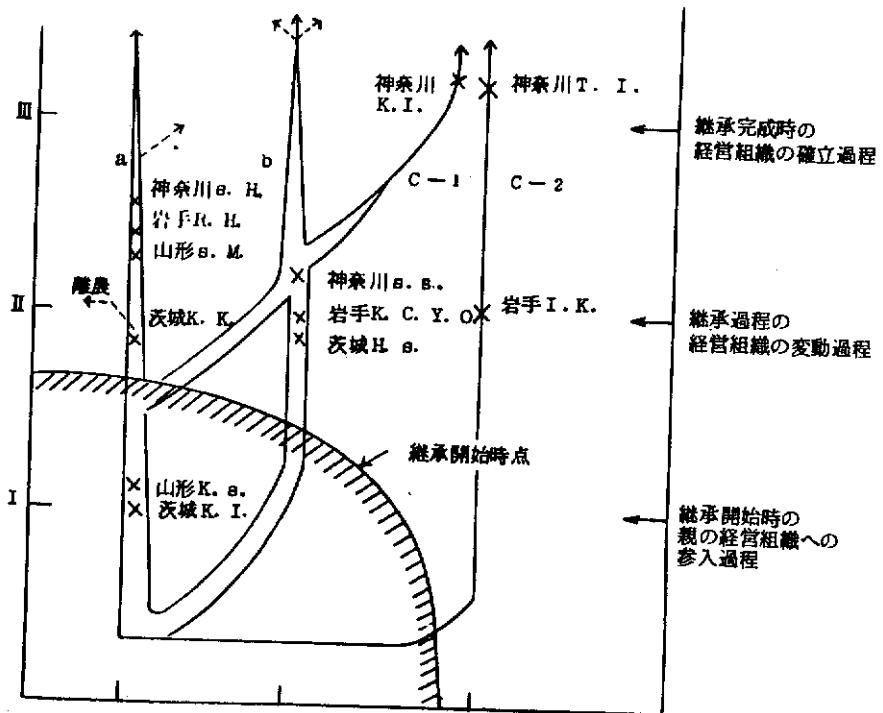
ぐに値するということであれば、何も改めて新しい部門を取り入れて行く必要はないということになるが、何といつても一へクタールそことで、親がこれまで嘗々と働いてきて、なおかつこの位では先が知っているから、そこへさらに資本を集約的に積み重ねてゆくことによって事業規模を大きくしてゆこうというものである。そうした動きについて、横軸に、親の経営組織をそのまま継いでゆくaコース、つぎに新作目を導入して新しい経営組織にしてゆくbコース、そして、一番右側のcコースは、新しく導入した作目を基幹とするまったく新しい経営組織を創り上げてゆくものということで分けてある。縦軸については、第一図と同じである。

先ほど第一図について若干コメントしたが、以下の二つの図を関連させながら、代表的事例について具体的に述べて行く。

まず、この二つの図において、両者ともに右端にある、つまり子が全面で経営組織の変換が進んで、かつ経営発展のIII段階にある神奈川県平塚のK・Iというバラ農家についてであるが、この事例は、市街地化が進むなかで、父親が従来の普通畑作を酪農に切り替え、本人が高校を卒業する頃には市内でも有数の大規模酪農経営を創り上げていたものである。しかし、市街地化が一層進むと、子供が家畜

俊している。
つぎに第二図についてあるが、これは経営組織の変革と経営の発展段階との関連を示したものである。つまり、親の経営が十分継続している。

第2図 繙承過程における経営組織の選択および推移



親の経営組織 新作目を導入した経営組織 新作目を基幹とした経営組織

(継承過程と経営組織一作目・部門選択一の異同)

備考 1. 矢印の流れが経営組織の分化と、その後の推移を示す。

2. 点線の矢印は、継承の推移の中で、さらに異なる方向への分化の可能性を示す。

は酪農を止めてバラ専門経営への転換を果たした事例である。

つまり、子供に対して、単なる言葉の上だけの信用ではなくて、自分が持っている酪農経営としての蓄積された信用を、金融上の信用まで含めて息子の経営確立に向けた経営委譲を進めてきた典型的な事例といえる。いわば変革的継承の見本といつてよいかと思う。そんなことで、今や県下でも有数のバラ園芸経営として、企業的経営の段階にある。

つぎに経営の発展段階のIIに位置する岩手県の和賀、志和、それに山形県の鶴岡の事例になると、和賀の場合、湯田ダムの開設によって広大な原野が開田され、一躍一〇町歩経営の続出をみたところで、そうした土地面積の拡大が、いかに青年たちのやる気をふるいたせるものであるかを如実に示す事例といえる。もともと出稼ぎ地帯でもあり、子供たちの中にも集団就職などで京浜地帯へ働きに出ていたものも多いが、それらが開田による水田規模拡大によつて

よりも花が好きであるということで、子供にはバラを選ばせ、それが徐々に軌道に乗つてくる過程で自分の酪農部門にふりむけるべき

資金をバラ部門へふりむけるといったことをやりながら、最終的に

戻つてきている。

彼らのうちあるものは熔接の技術を持ち、またあるものは電気配線の技術をもつて戻つてきているわけで、例えばトラクターなんかが故

障してもわざわざ修理屋を頼まなくとも、全部仲間内で直してしまった。こうした技術を身につけた青年たちが、順次親から経営権を譲り受けたのではなくて、一挙に経営を全面的に担っているところに特徴がみられる。これは親の側からすれば、一〇町歩の経営は到底しょい切れないという状況があり、他方、子供たちにとっては、自分の力を試す絶好の機会になつたと考えられる。

また、山形県の鶴岡の事例でいうと、ここは御承知のような稻作の代表的地域で、三町歩、四町歩経営の多いところである。この場合、農地改革を斗い、その後の稻作生産力の発展を担つてきた経営主＝親たちが、一生懸命になつて子を前面に押し立てようとしている状況がうかがえた。いわば筋金入りの親たちが、もつと水田の排水条件を改善しようといった気概を持ち続いている反面、若者たちは、酒田や鶴岡などからの都市化の影響もあってか、親世代ほどの気概に欠けている。経営の発展段階からみてⅡに入るわけであるが、それだけの所得の高さはあるし、拡大再生産も可能である。しかし、いま申したようなことで、個別では難しいエンチニアスなものを、集団として、あるいは集落として、いかに伸ばしてゆくのかが課題であると考えられる。

つぎに部分的に経営権をもち、経営発展段階がⅡというもの、これに調査事例の多くが含まれるが、ここでは、子が経営の一部門を担当しながら、経営権の委譲を徐々に進めている。このなかで、例えば神奈川県の藤沢の野菜地帯というと、市内にそれぞれ直売所を持つ、それが市をなしているような地帯であるが、親たちは露地野菜を担当し、子供たちは施設野菜を担当するというように、親たちの労働集約的なものに子たちが資本集約的なものを付け加えることで、部門分担を進めている。

経営権を親が全面的に持つているという事例では、三浦の露地野菜農家があるが、露地野菜地帯としては日本でも横綱級の產地である西瓜、甘藍の產地として著名である。ここでは、親たちがそうした產地を創り上げてきた担い手ということで、技術的にも高度なものを持っているが、三浦には娘を嫁にやるな、といわれるほど重労働も特徴である。こうした状況の下で、子供たちが、労働の軽減をはかるような作業の改善や品種改良などを通じてゆとりある経営をしようと努力している。後継ぎは大体が鍵頭の段階で、いつてみれば従来のような「いえ」のあととりの典型的なケースとみなすことができる。親たちによつて高い生産力段階がつくられていたが、なおそれを超えて上向できるゆとりのあるなかで、後継ぎの今後が着目される地帯である。

しかし、このⅠ—①に属するグループの場合、一般には親が一生懸命にやつても、子たちにとつては友達もいなくなるし、どうも腰が落着かないというケースがみられる。茨城県の岩井の野菜農家の事例がそのうちであるが、子はサラリーマンになりたいのを、親がなだめすかして農業を続けるといった状態になつてしまふ。

このようにみてきて、第二図の方で示されるように、ここでの多くの事例が、規模拡大と併行させて経営組織を変えながら、つまり

何らかの形で現状を変革しながら経営の継承を開始するが、開始の時点で、意外と親の段階が駄目で、よしあつちようやつてやれ、というのがcコースである。神奈川県の大和のT・Iがこのケースで、父が早く亡くなつたため、早くから経営の責任を持たされたものである。はじめから自分の思い通りのことを、経営方針の変革の形で、いわば先駆者的な状態で出発している。そして、現在、県下でも有数の養豚経営に成長している。

さらに、ここに掲載した以外でも、例えば愛知県の稻沢の明治トラクター有限会社などをみても、これは農村青年たちがつくっている稻作請負会社であるが、そのリーダーである小原君は、父親が高校の校長で、兼業農家である。経営規模も小さいわけであるが、本人はどうしても農業で生きたいということで、仲間の青年五人ばかりを引き入れて稻作の賃耕作業からスタートした。そして、現在では、休耕田の管理を一五〇〇ヘクタール、そのほか耕起、収穫作業の受託を一二〇〇ヘクタール前後、さらに三〇ヘクタールほどを借り入れて冬場にホーレン草の機械栽培をするといったとえらいことをやるまでになっている。

そのほか、日本でも有数の酪農家で知られる愛知県の知多の竹内氏の場合も、そもそも出発は、中島飛行機株式会社に土地を提供したことから、それほど大きな規模——畠で二反歩位であつたと記憶している——から出発したのではないが、今や借地による飼料作規模を拡大し、二八〇頭からの大規模酪農経営を創り上げている。こうした例を含めて、このcコースというのは、伸びるというか、

伸び易い条件にあると理解できる。逆に神奈川県の三浦の事例のように、継承時の経営発展段階がかなり高いところからという場合は、その路線の上に乗つかつていかなければならないという事情は避けられず、そこに変革的契機を持ちにくい状況に置かれる。そうすると、茨城県の岩井の野菜農家のように、枠の外といふか左の方へはみ出して行つてしまふといったケースが多くなるものと思われる。一般的には、新しい部門を取り入れてゆくこのbコースをとるものが多く、このことは先の農業高校生へのアンケートでもそうであったが、一番現実性のあるコースといえる。現在成功的といわれるものの多くも、bコースのものである。

このようにみてゆくと、継承開始時点というのは、親からすれば、新しい部門を取り入れてゆくだけのゆとりを持ちながらも、自分の中では、やつていている経営を子がそのまま継いでくれないだろうと危惧し、正に継ぐに値する経営か否かのぎりぎりのところで息子の云い分も聞かなければいけないというあたりが、日本の専業農家の平均的な姿ではなかろうかと考える。

その場合に決め手になるのが、資本の蓄積力である。つまり継承時に、その経営が、組織の変革へ向けてどれだけ動けるかであつて、例えば先ほどの神奈川県の平塚のバラ農家でみても、継承時すでに親の酪農経営は、継ぐに値するだけの内容をもつていたにもかかわらず、第二図でいう右へ右へと移ってきたものである。これは、そうした経営規模および経営組織の変革を可能にするだけの資金的蓄積を親がやっており、子の経営者能力を見込んで子のやりたいこと

にふり向けた結果である。経営の技術上の問題等については園芸試験場や先進農家へやつて勉強させながら、経営のやり方は親が後見しながら徐々に基礎を固め、そして、今日までになったのである。

経営的な問題は、以上の個別経営に関してだけではないので、そうした個別経営を超えた集団ないし地域の問題を避けて通るわけにはゆかない。早い話が現在の農業生産はどうしても市場生産になるので、個別的に問題を処理できなくなっている。都市近郊ではかなりその点は緩和されるが、遠隔地帯になると個別ではとうてい京浜市場や阪神市場へ向けての出荷など考えも及ばないわけである。当然のことながら、一定の経営方式の農家の集積密度というか、共同的マーケティングでいうなら产地形成の問題がでてくる。

つまりこの問題は、先の稻作地帯でふれた生産組織を基軸とする「むら」の再編成ということと表裏のものとして出てくるのである。野菜一つとっても、個別経営と集落における経営方式の一様性をどうのようにつくつてゆくかという問題が、親にとつても、後継者にとつても、部落全体の中で論議されなければならない重要な課題になっている。

このことと関連して昨秋調査にいった熊本県の例をいうと、西南戦役の激戦地で知られる田原坂のある菊池台地では、かつては県内でも遅れた地帯であるが、現在は日本でも有数の西瓜やプリンスメロンの大産地になっている。ここでの产地形成の経緯をみると、少數の個別農家の抜けがけではなく、村役、とび役、肝煎どんたちによる部落組織を通じて、それが出荷組合を組織し、いわば“部落ぐ

るみ”で推進したのである。

今の親たちが、そのような体制をつくりながら新しいトンネル栽培方式を導入し、西瓜をつくり、プリンスマロンをつくって今日にいたつたのである。そこで革新技術をつきの世代にゆだねつつあるわけであるが、そのやり方も、部落の寄り合いを通じてやられている。つまり、篤農的あるいは秘伝的なものとしてではなく、部落ぐるみの技術の伝承、生産の変革が進められており、そこに今日の大产地形成の主体的条件が見出せるのである。後継者問題が全くないわけではないが、多くの後継者が確保され、まだまだ手持ちの農地や資金でもつと有効な農業をやってゆくんだという気持をもつて取り組んでいた。

そうしたいわば個と集団、地域との相互のかかわりの問題は、経営研究にとつても重要な課題であるが、まだ十分につめておらないので、今後にしたいと思う。ただこうした集落問題との接点のところを、今後追究してゆきたいと考えている。

討 論

(安原) 大変興味ある御報告有難うございました。そこでは討論に移りたいと思います。

(内山) 経営の継承を成功的に進めるにあたつて、第一は経済的な箱が用意されること、第二は父親のやつていることをそのまま引き継ぐのではなく、経営権を自由に使って自己革新を進めるといつたいわば人間的な条件という、二つがあると理解してよろしいか。

(田口) 農業をやつてゆくのだという氣概がすべてのスタートになつてゐる訳だが、そのこと自体は主觀的なものなので、何かそこに内在的なモメントを分析してゆきたいと考え、作業を進めている。その場合、御指摘の二つの要素とどうからめてゆくかが非常に難しい。農家は決して嘘をいつてゐるわけではないが、私どもの質問に對し、成功している農家は誇らしげに語りすぎるし、今渦中にいる人は厄介な問題を聞きにきたということで聞き取りは難しい。

(内山) お話しのとおりと思うが、第二の条件に関し私なりの見聞をいうと、農業者大学校での教え子、僅か三人だが、彼らの家に行つてみると、家の中に表彰状の多いのが目につく。そのこととの関連で高卒男子の後継ぎの就業動向を二ヘクタール以上についてみると、昭和四五年位までは五割以上残つており、減反以降その比率が下るが、このことから經營規模が大きいから世間並みのことができるという解決も成り立つ。しかし、それでは半分しか説明できな。そこで残つたものとそうでないものの両方について、表彰状の數を数えてみたらどうかということを考えた。農業大学校の生徒をみていると、どうも所得というか規模の大きさといふことにむしろ反逆して学校に来たという感じがする。決して農業が嫌だというのではないで、だから授業の最初はみな放心状態にある。とに角、反逆して出て来て三年間、レストランの皿洗いなどして働きながら東京の裏表をみてしまう。そして、最近高まつてきた反東京ムードに触れて反逆してきた家、農業、郷土というものをもう一度つかまえ直して帰つてくるようだ。それで就業動向調査で、男子の

就農が約七千人あるが、他方、文部省の大学短大を含めての卒業生が一千人、各県の農業大学校卒を含めると約二千五百人が大学卒になる。何でそんな大学にゆくのかというと、別に勉強が目的ではなくて、とにかく出さえすればいいというのもある。何かそういう反逆して出て来て、価値基準で混乱しているいわば白紙の状態の東京で、フットと血筋が騒ぎ、そして、農業、土、故郷をつかみ直して戻つてゐるのではないか。その帰る場合も、ソラとはゆかないで、もつとジグザグしたもので、医者の子が医者になるのとは違ひ、士、家、ムラの磁場の力が強いだけに、その磁場から離れるにしても戻るにしても大変なエネルギーを必要とすると考える。このことがたとえば農村青年の自殺の多さにつながつてゐるのではないかと推測しているが、とに角、職業的にみて、二〇〜二九歳代の自殺者が、農業の場合十万人当たり四九人位、これはサラリーマンの約二倍、自動車事故を上廻つて死亡順位のトップを占める。なぜこうも自殺が多いのかを考えたとき、強力な磁場から離れ、そして戻るにしても、そこに物すごい摩擦が、本人、親、ムラを包んでおり、いわば“死の飛躍”ともいえるものがそこに要求されるのではないか。答はないのだが、事態はそうなつてゐるようだ。

(田口) 一般經營学についてみても、後継經營者問題というのは学問にのつてこない。幹部から始まり、平までの組織づくりが經營の課題になつてゐる。農業經營学にしても、經營の継承といつたことは、直系家族制による「いえ」の相続と一体的に進むことをいわばアブリオリに前提として、そのこと自体を課題化してこなかつ

た。しかし、その「いえ」としての一体性が分化した今、この問題にどうしてもコミットしなければならない状況になつたと考える。そんなことで、先ほど指摘されたシグザグで、しかも『死の飛躍』を伴なつた回帰とか、ヒターンといったことも、統計的にとらえる限り傍証にすぎず、それも一人の人間を労働力としておさえなければならんわけで、何とかそうした統計によらずに実態にふれるような研究をやらねばならぬと考えている。ただ厄介な問題であるだけに、結局は我田に水を引く形で、規模だ組織だといつてはいる。

(内山) 人間のレベルでこの問題を考えようとしたとき、結婚問題が非常に大きい。五〇年センサスで、県別に二〇・三〇歳層の男女の性比をとると、正常な人口ピラミッドが非常に歪んでおり、とくにこの二〇歳だと男子の比率がぐんと高くなる。新潟県などでは男子一二〇対女子一〇〇位になる。農家の男子の七割が農家の女子と結婚していることから考えると、男子がどうしても余つてしまふ。この年代で考えると、一番欲しいのは金ではなくて、女である。これが満たされぬとなれば、これはどうしても元気が出ないのはあたりまえである。このように考えてくると、農業問題というのも、經濟とか社会とかではなく、人間的な性のよくな、いわば人間的なオリの所に触れるところまできていくという印象を受ける。それをどう突っ込んでゆくのか、答は容易ではないが、後継者が励みを持ち、頑張つてゆく過程で、一度人間的な次元にまで下りて問わるべき問題になつていると考える。そこまでやらぬと、答は出ない。このことは農業問題だけでなく、我々の住んでいる都市の問題とも

にどうしてもコミットしなければならない状況になつたと考える。

そんなことで、先ほど指摘されたシグザグで、しかも『死の飛躍』

共通しており、『情念』とか何とかいわれるが、そこまでおりてつきつめることができ、現代社会の課題になつていてと思う。

(安原)

(安原)

借地での規模拡大というとき、それは容易にできるか。

(田口) 経営問題に限定すれば、それが死命を制することになつていて。経済成長の中で、何だかんだいわれながらも大規模先進経営が生れて来たわけだが、人の土地に手をつけることができないために工業的養鶏とか養豚のように土から離れたところで展開している。土地離れをして資本集約化できたそうした経営が今直面していることは、直接生産者用の土地ではなくて、糞尿を還元すべき土地の必要という問題である。しかも、その土地は、生活還元としても、従来の農村のたたずまいが保たれる程度に自然の浄化作用がされるようなスペースとしての土地というものに思い当つていて。つまり、直接的生産手段としての土地と、こうした経営が立地すべき土地という二面性をもつた土地問題になつていて。このように、とくに土地制度の強いところでは、土地離脱型の大規模畜産が生まれ、一時期は経営研究者も真面目にそうした方向を考えたこともあつたが、それは結局は飼料会社の下請工場にすぎんような状態が一般化してきている。こうした事態の中で、農業といふのは土地を離れてはやれないということと同時に、「むら」を捨てて自分一人だけでもどうにもやれぬということを、農業者自身が改めて感じ始めている。例えば十万羽養鶏で我が国のはしりといわれる座間中央養鶏などでも、一旦は丹沢山麓に集団的に移転したが、今まで富士山麓への移転を開始しておる。こんなことで、農業が農業であるゆえんは、土

地を本源的な生産手段として、その本源的生産手段にさらに働きを増して貢うために人工的にいろんな科学的操作の方法を考えるやることにある。ローテーションもその一つであるし、地力再生産の問題もそうである。経営問題でいうならば、部門結合ということで、土地、労働者、資本をバランスよく使ってゆくといったかつてイギリス農業経営学が「合理的農業」といったような意味のものを、単に金銭づくの合理性の問題としてだけではなく、農業生産が本来持つているところの自然の循環を、人間が有効に活かす限りでの規模拡大の方向にもつてゆくといったことが、施設園芸などで出て来ている。しかし、今までやつてしまつた人たちに施設をスクランブルにしてもう一度やり直せといつても無理なんで、今や新しい養豚経営なり養鶏経営なりを創り出してゆくしかない。それは恐らくこれまでのものとは違つて、そこでは土地利用の問題が大きく浮びあがつて来ざるを得ないが、その土地利用も、個別的なものとしてではなく、共同的土地利用というか、ゲマインヴェーゼンを基軸とする土地利用が考えられる。つまり、私的所有が阻害条件にならないような共同利用の方法の確立が重要と考える。その点と関連して、このたびの農振法改正による「特定利用権」を設定して、一定の協業組織に限つて五年間の借地を認めるといったことでは、やはり問題の解決にならないのではないか。利用権設定を想定し、集団をつくってみても、何らかの権利の発生することを貸手の側が恐れるならば、決して貸そうとはしない。かといって、阪本楠彦氏がいわれるようには、農地は物を作るためにあるのだから、それを遊ばせておくよう

な、つまりは自作農主義の基礎に反するようなものは許されないのであって、耕作を強制すべきであるといった提案も問題があろうかと思う。つまり耕作するものに強制的に貸すような制度を考えるべきだというわけだが、従来は一戸前として同じ「むら」の構成員であつたものを、貸手と借手という形での分裂、対立状態に制度的に追い込んでしまうようなことは、事態の解決にはならぬと思う。問題の本質は、百町歩なら百町歩の「むら」の土地を、農家が一戸一町歩ずつもつとして、それでは百戸の農家全部が食つてゆくことが許されぬ以上、その私的所有は貫徹させながら、そこから離脱してゆく人たちの土地を「むら」の土地として使つてゆくような「共同占有」というものをどうつくつてゆくかだと思う。その場合、そこでの中核になる生産組織がどんなものとしてつくられてくるのかにかかっている。図式的にいえば、「むら」の土地は「むら」が使っていた共同体的な土地利用の状態から、自作農的土地位所有制の下で俺の土地は俺が使うという状態に移り、それを超えねばならない状況に立ちいたつたところで、「むら」の土地は「むら」の中で使い切れるものに委ねて使うという方向が考えられるのではないか。そうした体制をどうつくつてゆくのかが、単に農業経営問題というだけでなく、今後の農村問題の核心になるように考えている。その場合、自作農主義そのもの、あるいは自作農主義的な諸制度がどうなるかについてであるが、これは放つておいても解体の方向にある。しかし、これはこれで別種な社会的な問題として主張してゆくだらうと思う。そこで、それはそのままにしながら、内実とし

て、共同体的な方向に再編してゆく道が考えられるのであつて、高度に展開した大型の生産手段を「むら」の土地に投入して、それを新しく構成された「むら」人が利用してゆくということであろう。そこでは、社会的に安定した職業に就いているということで相互に理解しあうといふか、「むら」が分業をやらせてているといった仕組がつくられなければまずいと考える。そんなことが借地の問題については、そうした制度との問題がからむし、さらに日本のように家産制度が実施されていないところでは、事実上の認識として、唯一の家産が田畠であるとされ、それが自作農的農地法によつて認識されていて非常に動きにくくなつてゐる。だが、そうした事態はすでに農業生産力の飛躍的発展と合わなくなつてゐることも事実なので、今後均分相続問題がやかましくなることも考えて、家産制度の導入といつたことも考えて、家産制度の導入といつたことも検討されてよいのではないか。これについて、かつて農地法制定のさい、ホームステッドの問題も若干検討されたようだし、もつときかのぼつて、大正恐慌期の頃にも帝国農会を通じて関連する調査が行なわれている。今後は、諸外国の例からみて、均分相続の貫徹といつたものが家制度の中で強く要求されてくることを考へるならば、それに耐えながら、なおかつ農業的土地として維持されねばならぬといつた、非常に複雑な問題がからんでくる。こうした問題があるわけだが、ここではあえて眼をつぶつて、とに角「むら」の土地位が有効に使われるような生産力的条件ないし生産の側の条件が備わつてきていたことを考へたときに、それをどう進めたら良いかを経営問題として

検討しようということである。先ほども若干ふれたが、大型機械体系でゆくと、基幹労働力二人で五〇町歩はやれるという状況にあり、労働時間にしても、ヘクタールあたり五百時間位で済むかと思う。二人でやつたとして二五〇時間、一〇時間労働すれば二五日に片付くことになる。日曜、祭日を除いて三百日、あと二百日以上を一体どうやって暮すんだといったことが、農業でやつてゆこうといふ人たちにとつて現実的に問題になるだろう。二五日働いて、それで食えるのであれば、あとは絵を描くのもよからうし、劇を鑑賞するのもよいが、稻作期間を除く期間を休閑としておけるほどに農業の社会的使命、つまり食糧供給の使命は僥々なものとは思えない。当然、土地を空かさずにものを作り続けてゆかねばならぬのであって、こうした社会的使命を個々の農家は負わざるをえぬのだといふ宿命が改めて再確認されるだろうという感じを持つ。それはそれとして、こうした生産力的条件を前提として、先ほどいづた所有権の問題を擱上げして考へれば、あとは契約、コントラクトの問題、つまり借地料の問題になる。ところがそこでも高地価低地代という論理矛盾の状況が全国的に現われている。土地が売るためのものとして、農業収益を地代還元した価格をはるかに上廻つており、下手に貸して借地権が発生したりしたら厄介だからタダで貸して、ものを作つておいてくれないかといったことで、地代は零といつた状況がみられる。そこでは土地は一固まりの商品だから、いわば退職一時金で勝負しようといった農家の発想があると思われるが、それを年地代という、いわば年金方式に切りかえてゆくことができないかど

うかである。つまり売るよりは農業のできる人に貸すこと、年々の地代が年金的な役割を果すことになれば、「むら」の中でスプロールの元凶とか諸悪の根源などといわれることもなく、「むら」人として大手を振って他で働いてゆける条件をつくることが重要である。自分の所有する土地が、やりようによつてはきちんと利用できるんだという条件を、「むら」の中で考えて行く必要があるのではないかと思うし、そのための生産側の準備だけはできているということである。

(高橋) 従来経営規模の拡大といったことを考える場合、土地を借りて伸びてゆく側の研究は多いわけだが、他方の貸す側について考えると、これは単に経済論理だけでは割り切れぬと思う。これにはいろいろあるが、老人農業が多く、ある程度採算もとれている。これをやめるとなると、市民権を奪われるというか、「むら」の中での発言権がなくなってしまう。またそういう老人たちは働くことが趣味なので、その趣味も全部奪われることになり、多少の地代が入つたにしても、生きがいがなくなるような事態は避けるべきだ。そこで、老人層がある程度経営参加や労働参加ができるような生産組織なり「むら」の土地利用ということを考えないと、借りられる方がなかなか手離さないのでないか。単に家産に対して他人の権利が発生するという論理だけは片付かぬのではないか。だから借りられる方の労働をする論理をどう組み込んでゆくのかが重要である。それともう一つ岩手県の志和のことがふれられているが、この場合は、小農維持型の複合経営であつて、企業的展開方向とはアンチと

思われる。さらにこここの兼業が主に冬期の杜氏の出稼ということでお勞働力は比較的残していることも見逃せない。そうしたところで、例えば強引に土地をどこかに集めようということは無理のように思える。そこでは農家の形態、発展段階と、その地域の労働市場への組み込まれ方といったことが考えられねばならないんではないか。今、志和に行つて、複合型を止めて専業經營にしろといつても農家に受け入れられない面がある。

(田口) 御指摘のとおりである。後継者問題というのは、実はリタイヤーしてゆく親たちの問題でもある。裏表のものを片側からしかみていないので、当然両面みなければならぬと思う。そのことと関連して、例えば山船越水稻協業組織、これは朝日農業賞を受賞しているものだが、そこでは専業兼業を含めて、いわゆる中核農家群によって構成されておる。自作地のはかにトラクターによる賃耕をやって、その収益については耕作規模の小さい方へ余計に分配するよう考慮して、総体としてできるだけ平等化をはかるうといふことでやつておる。そのことによつて、一つの「むら」における基幹的な労働組織を確保しようとしている。それと同時に注目されるのは、子供が農業高校を卒業すると、彼が正組合員となつて父親はリタイヤーするのだが、リタイヤーした老人たちが養鶏だとか養鶏だけかの部門で働くようにしておる。つまり地形とか土地条件に見合つた作目を導入して、年金に応じた労働の場を組織としてつくつてゆくやり方をとつておる。こうしたケースが増えると、いわばバタリー養鶏などではない地場鶏というのがどんどん出てくるの

ではなかろうか。そうすると、これは卵一グラム当たりの飼料が地位必要をめぐつてコンマ以下のところで勝負するといった工場的養鶏とはまったく計算原理が違つてくる。つまり結合生産の形だから、企業組織全体として立つてゆければよいという発想になつて、一つ一つの部門にコスト原理が貫徹する必要のない形のものである。農林省が意図するしないにかかわらず、今後はそういうものが増えてくると考えられるし、その萌芽が今や現われているのではなかろうか。こうした意味での年令階層別の労働組織というものが新しい部門をつくつてゆき、それを「むら」なり生産者組織の中で位置づけてゆく方向が考えられる。それらに對して有力な情報を提供していくことが、恐らく農協なり普及所あるいは自治体なりの仕事であろうと考へる。つぎに第二の問題についてだが、土地は単に財産としてだけでなく生産手段でもあるわけだから、その面を切り離して単なる地代取得者になることは問題がある。例えば農協の扱い方なんかでも、そうした老人は正組合員だけど準組合員的な扱いしかしないといつたことが現にみられるが、そいつた形で割り切るには問題があると考える。私がいつたのは基本的な労働の部門に関するその前線からはリタイヤーするという意味で、その基本的な生産手段についての地代取得があたかも年令の形になるかも知れぬといふことだつた。しかし、リタイヤーした人たちが複合的な部門について、新しい分野を集團的につくつてゆくことが、今後進むと考える。ただ、そこで厄介なことは、目下、ここで農業をつぶしたらいかんということで兄貴のために他の兄弟たちが相続を放棄し

ているわけで、その親父が土地を離れて産卵鶏をやつしているようになると、子供たちは、そんなことなら土地は均等に分けようということになつてしまふ。そうして分けられた土地が「むら」の中どんどん入りこんでくることは、「むら」にとつて容易ならることはなるだろう。その場合も、水田でいえば一区制三〇アール、四〇アールでの基盤整備の進むことが趨勢になつてゐるわけで、そうした状況の中で老人たちに何ができるのかを検討してゆくことは非常に重要だと考へる。

(岩本) 新しい共同利用を、共同体利用といわれると、言葉として一寸ひつかかるが、そうした共同利用が出てくる、あるいは出なくてはならぬといわれる報告は面白くうかがえた。ところでこの資料の第一図の、例えば①-④のところに神奈川県の平塚とか大和の例がのつていて、そこでは個別の農家経営としての継承なり相続がうまくいっているといふことだが、こうした個別経営の継承と同時に、地域というか「むら」の継承が重要だといふこともいわれている。そこでこうした経営が出てくる地域で、「むら」の継承といつたことがどうなつてゐるのかお教え願いたい。つまり、この地域には、これらのバラ農家だとか養豚農家といつたものが他にもあるのか、あるいはなくなつてゐるのか、他の農家は一体どうなつてゐるのかという点である。

(田口) ここで經營の発展段階としているのは、資本制的生産の発展段階としてみればこうなるだろうということで出して説だが、我が國農業の今後の発展の中で、このコースがすべての地域、ある

いは農家によつてとられなければならぬかどうかについては、田下
留保しているわけである。恐らくは先ほど指摘を受けた岩手県の志
和のようなものと二重構造的になるのではないかどうかと考えておる。

そうした意味では、段階といふべきでなく、カテゴリーの違いとい
うべきなのかなと思う。それはとくに角、今の御質問だが、この神奈川

県のような都市化地域では「むら」が崩れてしまつて、その中に点
として彼らが残つてゐるわけである。そこで全県を通じてバラなり
養豚の仲間がいて、集団をつくつてゐるというものである。それら
が今や緑地保全事業として残るか残れないかといった状況に置かれ
ている。そうした状況下では、これらの企業的經營も一定の集団を
なして一つの農場群として隔離された状態を人工的につくり出すと
いうことがなければ、いつかは市街化の波に呑まれてしまうのでは
なかろうか。これに對して、緑地保全事業が進められたとしても、
それは農業經營といふよりは都市緑地保全事業の扱い手ということ
にならざるをえない。そういつたことで農業經營に内在していると
とも農業地帯として展開しようといふ所で、企業的經營をめざして
頑張つてゆき、周囲に同様の經營様式の農家がかなりあり、さらに
パートタイム的な意味で同じ作目を作る農家が幅広く存在して東京
市場へ出荷するという形があれば、「むら」ぐるみの後継者問題と
して考えることができるとと思う。個々の家にとって、農業専業での
後継者、岩手県志和の杜氏でゆくといった兼業と結んだ農業の後継

者をめぐつて、地域住民の連續性と農業經營の連續性と合体できる
ような状況をつくり出すことを後継者問題の基本にすえなければな
らないのではないかと考える。

(岩本) そうした地域では、①~③の座標にすわるようなものは、
個別例としても出てくるのは難しいと理解してよいか。

(田口) そうである。

(堤) 今のことと関連して第一図について確認したいのは、これ
はライフサイクルを考慮した権限の委譲と理解してよいかどうかと
いうことと、專業農家だけについての区分なのかといふこと……。

(田口) 調査農家にかりに兼業があつたとしても專業農家と目さ
れてゐる人たちである。

(堤) なぜこんな質問をしたかといえば、家の世帯主権限からみ
て、親に全面的にあるものと、子に全面的にあるものとではライフ
サイクルの上でももちろん違うが、專業と兼業とでは権限の移行の
段階が違う。專業農家の場合は早く移行するものが多いが、兼業農
家では子供が他へ就業しているわけで、どうしても親がいつまでも
經營を担当しなければならぬことになる。渡したくとも渡せないの
が現状といえる。專業別のことを見たのは、こうした現状がある
からで、親が全面的に經營権を持つてゐる場合には小規模經營の限
界を越えにくいといわれたが、越えられないのではなくて、抜けた
くともできない現状もあると思う。

(田口) この場合、兼業農家は一切含めてないので、そういつた
事例は出てこないが、先ほどの統計分析のところで触れたリターン

の場合だと、兼業農家が非常に多いわけで、御指摘のようなことになると思う。ただ、親が全面的に持つという問題は、子供がまだ小さいというか、高校出て間もなしで見習期間だということもあるが、それだけのこととして片付けるわけには行かない。今日の後継者たちの主たる動向は、アンケートその他の調査結果でみても、親がやつてきたような経営をいくらいじつてみても追加できるような部分がないので、積極的に新しい部門をつくってゆこうとしている。そのことが良いか悪いかは別にして、いま農村の若者の心に根ざしているのは、田圃にはいつくばつてやる農業ではなしに、ガラス室なりビニールハウス、あるいは広いスペースの中で鶏を飼つてみようといったことが、夢も含めてますあるわけである。そこで部門分担からスタートするとなるわけである。農林省の後継者資金も、新規部門開設のための技術導入の補助金といった形をとっていることもあろうが、とにかく新規部門をまず取り上げることが多いのである。

これは、例えば神奈川県三浦の場合などでも、これ以上は考えられないような立派な作付方式が作られているにもかかわらず、子供たちは施設園芸を考えているといった状況がみられる。

(堤) 山梨なんかでみると、農業高校へ行くというのは本人の意志でなく、親の方でやらせるという感じが強い。そのため自動車を買ってやるとかして甘い汁を吸わせながらも、何とか後継者を残したいという事情があるようだ。

(田口) 御指摘通りで、農民教育問題というのがそこにある。どこでも聞かれるのだが、自分の子供の成績がよいと、農業高校に

やりたくとも中学の方で普通高校へやらされてしまうことで、結局、小中を通じて二流三流の頭の持ち主だと自他ともに認めるようなものだけが残っている農村で、果して信望あるリーダーが出てくるのかどうか心配である。産業教育に対する文部省の扱い方にも問題はあるし、頭のいい子が農業高校に行きたいといつても拒否されるような成績主義の学校教育の歪みの縮図のように思う。それが親の側にある訳である。新しい部門をやらせる方がいいというのは、それは一つの甘やかしかもしも知れぬが、甘やかしと、「よし、わしはこれ以上のことはやれなかつたから、お前いつちゅうやつてみろ」という信頼とは、形の上で似ていても精神のベクトルはまったく違うと思う。その辺の見極めが非常に難しいわけで、「子が部門的」というものの中に、そういう甘やかしもあるかも知れぬと思う訳である。

(柿崎) この第一、二回について、最初の前提にある家業としての継承という家業の概念で通しておられるわけですか。

(田口) そうである。

(柿崎) それともう一つ、第二回で新作目の導入という形で左から右へとコースを移す訳だが、そういうたた作目ではなくて、創造的技術というか、新しい作目や機械の導入ではなしに、ものの中でもクリエティブに技術開発を進めてゆくといったこともここに含めているのか。

(田口) その問題は、調査の中でなかなか出にくい問題で、後継者たちが普及所や先進農家に教わったいろいろな技術が、経営のや

り方といったものも含めて規模拡大の方向なり、部門結合多様化の方向として現われるということであつて、そのこと自体表に現われにくいということである。

(柿崎) 先ほど内山さんのいわれた表彰状なども、よくみるとそうした技術を新しく開発したといったものが多いわけで、それは意欲というかモラルの問題と思う。最近、栃木県の養蚕地帯をみていて、例えば桑をくれるさいのレールの敷設なんかのことで自慢話が出ていている。同じ経営方式でも親父のときはこんなことだつたけれども、自分は自分で設計して、鉄工所にその通りに作らせたと話する説である。それがどれだけ能率をあげ、合理化を進めることになるのかはわからないが、少くともやつてる本人は、何か工夫したということが自慢であるし、生産の意欲にも結びついているようである。

(田口) それはかなりメンタルな問題で個別性のあるものだから、それをいわば経営者としての能力の問題に置き換えてみたときに、親子間の信頼関係という場面にどう出るかということでやつたわけである。

(柿崎) これは個人的な感想であるが、先ほどのお話を帰農していくのは高令化しているわけであるから、第二回のように上昇していくものはある意味で例外ともみれるわけで、今後はむしろ帰農してゆくコースが多くなるようと思える。経営発展というよりは現状維持というのが現実に多いのではないか。そういうことと関連して考えるのは、従来は子供の数が多かつたので、長男が駄目なら二男、さらには三男というように、誰に後を継がせるかには選択の幅があ

つた。ところが今のように子供の数が少くなると、その幅がうんと狭くなる。だから均分相続の問題は逆に後退するようなことも出てくる。そのことと合わせて、一方では親が元気なわけで、たいがいの場合、子供は他の仕事をしても親は十分農業をやってゆけることになり、その形で進んでゆくと後継者も相当年令の高いところで帰農することにならうかと思う。先ほど自殺の話も出たが、一度外に出て帰つてくるというのが、全般的にみて大きな後継ぎ問題になりはしないかという気がする。農業経営の発展という点からいえばあまり問題にならんよう思うが、量的にはそちらが多いのではないかろうかと思う。つまり、一旦外に出て、多少年令を経て帰農するときの経営の継承なり、相続の問題が、後継者問題の一つの局面としてはなかろうか。

(田口) 経営発展ということから考えると、多少の例外はあるが、大勢としてはUターン組は生产力の担当者たりえないとみているわけである。いうのも、Uターンといふのは、今のところ、どうしても戻らざるえない事情ができる、相続のためにしぶしぶ、しかもある程度高令で戻つてくるケースが多いからである。従つて先ほどの意欲というかメンタルの面でいつても、また、大型機械体系ということからしても、やはり期待できないのではないかと考える。しかし、まるつきりプラスの面がないわけでもない。それは農業以外の職業を通じて身につけるいろんな技術、あるいは物の見方、人生観といったものは、農業をやる上でもプラスになるといえる。そのことはしかし、別の見方をすれば、自己完結的な社会としての農

村が、自前でそうした教育ができるということで、農村が疲弊していることの裏返しの表現ともいえるかと思う。つまり、どうしても都会に出なければ身につけられぬような技術、例えばコンピューターを操るといったことは従来の農村にはなかつたわけだが、今やそれは農協に行けばある。素材はいくらもある。それが十分に充実したわけで、親から子へ、「むら」の長老から若手へと、技術の習得も含めて経験の豊富さといったものがストレートにつながつて行かないという状況ではないかと思う。昔はそうでなかつたと思うわけで、だから横井さんのように孤島に独りぼっちでいても生活できるだけのことを身につけていた。恐らく今の農村青年はそういうことは身につけていないだろう。こんなことで、個別部分的な技術の習得者として帰ってきて、皆で集まつて、群衆をなでる形でしかトラクター一台修理できないといったことになるのではないかと考える。そこで農業生産あるいは農村生活が多様性と可能性を持つていることであるならば、都会へ出ることなしにそれを乗り越えることを、自らの内部でいくらでもできる方向が考えらるべきでない。

(大野) 戦後のある時期まで、農業改良普及指導制度が生まれて間もない頃には、ずっと農村で育つてきた人よりも、一旦外へ出て戦後帰ってきたような人が、新しい技術をフランクに受け入れて非常に伸びた時期があつた。横倣農家なども、大体そういう人たちが多くつたという時期があつたわけだが、今やすでに農業の段階が違うのだということであろう。

(田口) そういえると思う。自動車の運転なども、特殊車まで含

めて農村にいた方が経験を積む機会に恵まれている。つまり都会だと部分的労働としての部分的技術しか習得できないが、農村では全人格的なものが習得できるようだ。自己成長あるいは発展を遂げられる潜在的条件を農村は持つていて、何故みれないのかという疑問を持っているわけである。

(内山) 職業転換ということが、世界的にみても、日本でも進んでいるわけだが、そうした趨勢に反抗してまで一生一業ということをいえるかどうかだが、二〇才から六〇才まで四〇年間働くとして、半分はコンピューターをやり、後の半分は百姓をやるということがあつていいのではなかろうか。フーリエなどはそういうことをやつている。これが理想ではないか。一つの仕事ばかりやつているのじゃつまらないのではないか。そうしたことを、農業生産力ということでおいてしまうと、一人の人間としてみると豊かな可能性という生き方みたいなものがかくされてしまうようだ。二〇才から六〇才までずっと農業やつてる人が、かりに反当一五俵をとり、途中までコンピューターをやつた人が一二俵とするとしても、それで良いのではないか。農林省は今そんなことを許さないが、いざれば国民経済的にもそうしたことが許されるのではなかろうか。生産力ということでおさえれば正に御指摘の通りだが、それで割り切つて良いかどうか、意見の分れるところもある。

(田口) 農業のそういう意味での多様性の中で、農村はいわばソーシャル・ディファレンティエーションの母体として、あらゆる職

業に人を送り出してきた。ただ、生産力担当者として、それにふさわしい人が、一生の半分を外に移すといったことをやっているヒマがあるだろうかと考える。

(内山) 先ほどのUターンの問題だが、今は寿命がのびて七〇才までは十分やつてゆける訳である。そういう意味で農家の「いえ」はうんときつくなつているとみることができる。私がみている例でも、息子は俺が帰ると親父を押し出してしまふ、といつていだが、結局親父は兼業に出てしまつてゐる。何しろ席は限られているんだから……。もちろん、鶏を飼つたりすることはあるわけだが、それでは間に合わないという事態になつてゐるのではないか。子供が企業的農業を志向すればするほど、親父が追い出されてしまうのが実状と思う。そういう人口構成になつて來ているわけである。そこで父と子の間の信頼関係といふこともあるが、一つしかない席に誰がどうすわつたら良いかと、親も子も悩んでいるわけである。だから子が一旦外へ出て、十年位経つて帰つてくるということで良いのではないか。トラクターでも性能が向上してゐるから、三五歳とか四〇歳とかでも大丈夫できるのではなかろうか。そのところより判らないが……。

(田口) トラクターでもますます高性能化してるので、四〇歳過ぎてからではまず駄目だと考えられる。

(内山) 高性能化すれば素人でも操作が簡単になるということではないのか。

(田口) やはりプロペラ機とジェット機の違いということではな

いか。

(堤) 今のことと関連して、農家は長男夫婦が同居するのが普通なので、親夫婦と子夫婦が経営面でうまくやつてゆこうとすれば、どうしても部門分担ということがないと衝突ばかりしてしまうのではないか。家族の内部からみて、権限の分離している形が最もうまくなつていて例が多いと思う。経営内部でそうした部門分担といふか権限の分離ができないと、どつちかが兼業に出るというようなどとなりがちである。先ほどのこととその点にかかわつていたわけで、専業と兼業とではどうしてもその権限の分離の仕方が違つてくるわけである。

(長谷川) 今日、田口さんに報告して頂いたのは、この農技研で研究会をやるという機会に、農業経営の問題を皆さんにも一緒に考えて頂きたかったからである。私どもふだん経営研究者と同居していく、経営研究の課題なり問題について、「お前たちの『むら』」の理解で、今どれだけ論理的に答えられるのか」といつた問題提起をされるわけである。村研では農業経営研究をしておられる方がほとんどないわけだが、「むら」社会なり農家の家族を追つてゆこうとすれば、それは具体的には家族経営として存在しているのだということを考え、経営研究からのレポートをお願いして、私どもにできない先ほどの問題提起にこたえて頂けたら好都合と考えたわけである。

(安原) 今日の御報告は大変興味のある内容で、ある意味では、今日の破壊的、危機的な状況の中から、大まかな一筋の道がどうい

う形で出てくるだろうか、その条件は何だろうかといったことを、改めて考えさせられるということで、大変示唆されるものであった。そこでまだいろいろ御意見などお有りかと思うが、時間の関係でこの辺で終りたい。有難うございました。

再び課題“生活破壊”の提案について

島崎 総

【研究通信】第一〇一号掲載の関西における討論をみると、私の現状認識のうえにやや思いつき的要素も加わってだされた“生活破壊”的課題提起が大分混乱をひきおこしているよう申訳ない。私としては、討論のなかでの岩崎氏の「現実の常識的な認識のレベルで“生活破壊”的定義を受けとめるのが積極的だと思う」という発言とおなじ気持ちなのだが、宿題委員からのもう一度説明をとく求めなので、第九九号執筆の内容から余りでないか、若干つけ加えておきたい。

1. 課題提案の意図

直接の意図は、いわゆる高度成長期に進んだ農業破壊を農民生活というか、村落生活の面からとらえ直す必要があろうということ。農村研究においてもみられる最近の生活研究の要請は、その端的な現われだと考えられるが、生活論への志向には、農業破壊の問題とは必ずしも結びつかない“ふるさとの”や抽象的・形式的な「生活」規定にもとづくものもある。農業危機にふれえない生活論にむしろ政策的な臭いをかぐのは私ひとりであろうか。

“やや思いつき的”と述べたのは、個人的な経験が加わっていたからである。“研究通信”にも書いたことがあるが、昨年から安中の公害裁判への協力として、現地調査に入っている。裁判の目的は損害賠償請求であるが、原告たる農民は、「継続的被害」による「生産活動への障害は生活の破壊という新たな被害を生」み、「被害農民の生産・生活活動をめぐるあらゆる問題を包括して損害と認めるべきだと主張」している（『農林統計調査』一九七五年六月号）。

農民四〇年の斗争への私の“二〇年目の参加”的役割は、“生活破壊”を実証し、論証することにある。現地調査に入つて私が気がついたことは、“生活破壊”というのは実態であると同時に理念であり、農民はそれを斗いとして掲げているということであつた。確かに、“生活破壊”という課題は、私がこのような過程から“思いついた”もので、合同委員会の議を経たとはい、余りに個人的であつたかもしれない。しかし、この問題は、決して討論にあるような安中だけの問題ではない。戦後第二階梯以後の強収穫のもとで、追いつめられた農民の生活困難は一般的であり、直接的な公害による被害も広汎化した。むしろ問題にするのが遅きに失したといえる。だからこそ“おくればせながら”（第九九号）と自省したのである。確かに、この過程で“生活破壊”だけが一方的に進行したのではないという指摘もある。もちろん、安中農民といえども、運動に参加している農民は一部であり、企業からの特殊な補償をえて離農のなかでの“豊かな生活”を享受している層もある。しかし、それは

当面の問題ではない。

これも“思いつき”に類するかもしれないが、この段階で、農村研究というか農民生活の研究に、敢えていえば社会病理学的な現象把握も必要になつてきているのではないかと考えたのである。村落研究には、これまで、何でいうか、余りにも“オルソドックス”すぎて現象にそのまま密着するような具体性が欠けていたのではないか。これも自省である。美士路達雄氏のいう農村における新たな貧困論には、このような実例が多くもりこまれている。「“生活破壊”的実相」が数多く報告されてほしいといったのも（第九九号）、このような意図からであつた。

2. 研究課題の事項として

このメイン・タイトルのもとで討議さるべき研究課題の大きな柱としては、前回示した1. 生産力破壊と分解の促進、2. 伝統的生活枠組みの解体、3. “生活破壊”的実相、でいいのではないかと思つてゐる。再度の討論のなかで多くの疑問がだされている。生産力の発展がそのまま破壊につながる訳でもないし、生産と生活との分離一般が破壊なのでないことはいうまでもない。その点は、生産力を構成する諸要素間の一定の結びつきなり、生活の生産からの分離の仕方そのものの具体的な把握が、小所有・小生産のもつ生産関係の特性のなかで検討されなければならない。討論のなかで何よりも疑問に思つるのは、“生活破壊”が、強蓄積のひとつの帰結として、少くとも現状分析の立場からは常に資本との直接的な関係として明らかにされなければならないという点がとくに見忘らがちであつたことである。第九九号に述べたその趣旨を再録させていただく。

「“高度成長”的過程に広汎に進んだ農民の生活破壊の現実から出発し、破壊される以前の「農民生活」とは何だったのか、農民の伝統的な生活枠組みとは何だったのか、それを破壊する力と破壊される側の農民との関係のなかで生活破壊の実相をつかんでゆく。現に生活破壊が進むにもかかわらず、よくいわれる生活擁護の斗いが何故広汎な農民をとらえないのか、“生活を守る”とは一体農民にとって何なのか、こういった一連の問題が農民・農村の現状分析と生活史研究として問われていると思う」と。

討論のなかで示された重要な論点のひとつは、確かに「変化」と「破壊」との違いである。第一〇一号の余田氏の発言をかりよう。「伝統的な生活枠組みは何か」というのは内容によって非常に問題があります。悪くとると、前近代と近代とに分けて、前近代から近代へということでみて、駄目だからもとへ戻せということになるわけですが、そういうことになつてはいけないんですね。だから、むしろそういう風な発想ではなくて農民生活というのはたえず變つているんだが、“生活破壊”というのはそうした“変化”的なういう段階で起きているのかということがはつきり意識されてなければならぬと思います」。深めるべき論点が適確に示されている。安原氏の「“破壊”に対するスタンダードな農民生活像の把握」（第一〇〇号）は多くの誤解を生んだようにやや不用意な表現であり、私の「伝統的な生活の枠組みとは何だったのか」（第九九号）という提案は曖昧である。弁解になるが、やや妥協的な表現をとつたためである。確かに、農民生活はたえず変化している。しかし、一定の

歴史的段階で、範疇的に理論規定することは可能であるし、必要である。戦後日本資本主義のなかでの小農生産＝生活を理論的に定置し、その基準に照らして「変化」と「破壊」との違いを論じてゆく。戦後段階をどう区分するかは多くの論議があろうが、当面の課題に即していえば、やはり高度成長過程が問題となるであろう。特に高度成長後期（昭和四五～六年不況をはさむ四〇～四八年）に焦点があたられ、農政の展開に即していえば、四三年以降の総合農政、四五年不況を超えての列島改造論のもとでの“狂乱”が何をもたらしたか、現状分析の立場からあらためて考えてみることが必要である。戦後（改革後）の出発点の基準として、かつて綿谷糸夫氏が福岡県遠賀郡の調査で展開した論理は示唆的であつたように記憶する（福武直編『日本農村社会の構造分析』）。

3 “生活破壊”の理論的意義

“生活破壊”を問うことの理論的意義は、やはり大きなコンテキストとして、「危機論」の一環なのだとと思う。資本主義の全般的危機のもとでの農業危機をどう理解するのかといった理論問題はさておき、特殊具体的な戦後日本資本主義における構造的矛盾の深化として、資本の強蓄積により解体させられる小所有＝小經營農業がいかに体制的危機の構成要素たりうるのか、今日における「危機」の性格規定が経済学的に示唆されてほしい。

戦後日本の「危機」の構造として、農民の“生活破壊”はどう位置づけられるのか、それほどの体制的意義をもたないのかどうか。農村と農民の“現代的貧困”として指摘される様々な矛盾も「危機」を醸成するに十分な条件たりえないとするならば、その顕在化を未然に吸収する戦後日本資本主義のメカニズムとは一体何なのか、今年度大会の討議を通じてこの点こそが討議されればと思つていい。

（一九七六・五・三一）

おなじ「危機」といつても、戦前段階と戦後段階とでは、その構造を決定的に異にしていよう。戦前にあつては、地主的土地位所有と零細農耕との矛盾を資本主義的に解決することができず、その矛盾

深化のうちに「危機」が論じられた。「農業危機の体化としての『農村解体』」について、次のように論じられている。「この『農村解体』とよばれる過程は、地主制下の零細農民の生計補充的副業を破滅させ、あるいは、彼らから實業收入、製糸、紡績への出稼ぎ收入を奪うことによって、実は『日本資本主義の興隆の絶対的条件』とされた半封建的高率小作料と家計補充的低賃金との相互関係の『解体』を迫るものであつたからである」（上原信博「現段階における農業危機」、立命館大学『経済学』第二二巻第五・六号、昭和四九年二月）。「農村解体」あるいは「農村破滅」として把握された体制的危機のもとでの、戦前地主制下農民の“生活破壊”的相も今日あらためて省みられていいのではないか。一九二〇～三〇年代の再検討が多くの学会でひとつつのテーマをなしている。

内容にわたる部分があるので、会員全体に対する問題提起として、
関会員の了解をえて、以下に要約的に掲げることとする。（岩本）

一、現代の農村状況から農民の生活破壊をとらえるという着眼点
はまことに結構ですし、それを「小生産の生産力破壊の意味をもつて深刻化している問題点」にしばることにも大賛成なのですが、それに対する討論のなかに、流通過程の問題があまり出ていないのは何故でしょうか。小生産とはいっても、それは小商品生産であり、農民層の分解といつても単なる自給農業における生産力の破壊とは大きく異なるものと存じます。「なお、「流通過程が脱落している」と申したのは、決して生産力説批判ではなく、むしろ生産力説を支持したいのです。ただ、現代農村では農業の生産力といつても、それは「小商品生産」として実現されるのであり、農機具・肥料・農薬などの購入、各種農産物の販売など、種々の市場・（価格）・金融などを含めた流通過程の問題を考慮した上で今回の焦点を生産過程のみにしばるというのであれば結構なのです。むしろ大会の趣旨からみても生産過程のみに焦点を合せるのは必要かと存じます。ただし、その場合にも「生産力とは何か」ということが問題であり、単なる肉体的な労働力だけではなくて、生産手段たる生産財や労働対象たる土地その他の自然物をも含めて考えらるべきものであることはいうまでもありません」。

二、生産力破壊を「生活と生産の分離」あるいは「生産の消滅」に求めるることは農家の経営的視点をとばしているようだと思うのですが、いかがでしょうか。現代のような「資本による農業破壊」を論

じょうとすれば、生産技術としては相当に成功したが、経営的に成り立たないから廃業していくという現象が多いのであって、そこに資本の論理が貫徹しているともいえましょう。もつとも、自由競争の場合と独占の場合との相異をも考慮しなければなりませんが、第一〇一号の岩本さんのお話に出ていた戦後の稻作における反収増加、機械による省力化をとらえるのに、いきなり「生産力破壊」とはいえないでしょう。農業の生産力としては上昇したが、農家の経営はかえつて苦しくなったというのが実状でしょう。そしてこの場合の「生活破壊」と「生産力破壊」とは必ずしも結びつかないのでないでしょうか。「生活破壊」という時には農民意識の問題も大きい役割を果すことにはなりましょが、それを「生産力破壊」に直結することはいかがでしょうか。「経営的観点」というのは、それが流通過程と生産過程との結節点であり、農家経営として実現されるものと考えます。そして、その農家の経営が消費生活とも密接不可分の関係にあるところに経営の破壊＝雄農現象が生活の破壊にもつながるものだと思います。この意味で生産力の「発展」が生活破壊を來すといわれる意味がよくわかりません。反収量の増大が真の意味での生産力の発展になるとは限りませんが、必ずしも生産力の破壊につながるとも言えないのではないでしょうか。経営的観点からみた生産力の発展とは、反収増加（土地生産性）だけではなくて、経営全般からみた労働収益性の増加を意味し、そのことが直ちに生活破壊に結びつくとは考えられません。むしろ、反収や投下労働当りの収穫高は上昇していても経営収益性が低下しておればこそ農民

の心身を捐うような労働強化となり、その結果が生活破壊や脱農現象を惹起しているのだと思うのですが、いかがでしょうか」。

三、二宮さんのお話にある地域差の問題は、独占資本主義段階といわれる現代の農村問題を考えるときにはそれ程の比重をもたないかも知れませんが、幕藩体制以来の日本農村の歴史をとらえるにはきわめて大きい役割を果してきたと思います。私は明治維新から前期にかけての西日本の実証研究を手がけてきたのですが、現在、関東の地租改正を調べてみて、その相異の大きいのに驚いている始末です。ことに二毛作水田と主とする関西農村と畑作単作の関東農村との歴史を同列に扱うわけにいかないと思っています。この意味で歴史という観点では東西の比較をも加えていただけるならばと存じます。「歴史としての東西比較、それこそ自然的諸条件とそれに対応する生産技術の相異など、生産力的視点を基礎としてその上に市場、流通などを採用してはじめて生産の諸関係も解明できるものかと考えます。私も東の方については関東の一角を手につけたばかりであつて、東北や関東の研究者の御教示を得たいことばかりでございます。したがつて未だ自分だけの研究を発表しうるものではなく、来年度にもしそのようなテーマが採択されるならば、問題提起をするくらいのことはやらせて頂いてもと考へております」。

編 集 後 記

今回は東京での研究会を収録した。原稿作製にあたつては、宿主の長谷川宏二会員をわざわせた。感謝申し上げる。ただ、三〇頁

におさめるために、私が「である」調に文章をつめた。討論にいさか、ぶつまら棒の感があるのはもつばらそのせいである。

今年の共通課題である「村落生活の変化と現状——農民にとつての“生活破壊”とは何か——」も、今度の研究会あたりからそろそろ定着してきた感じである。“生活破壊”ということばについては、これまでいろんな視角から、多くの方々が意見を述べて下さった。

大会前におそらくテーマの表現をめぐつてこれほど議論が活発に行なわれたことは近來ないことではなかろうか。一時は收拾がつかなくなるのではないかと思うほど、多岐にわたる見解が出され、そなたびに事務局は東奔西走、はたまた右往左往した。これも本年度の大会を成功させたいという会員の意欲の現われと考えたい。山形、そして京都の研究会では提案者の意図とはかなり異なる視角からの議論も行なわれた。しかし、もし、あの二度の研究会がなければ、大会の時にまずあのような“生活破壊”的規定をめぐる議論が出て、次第によつてはそれに終始することになつたかも知れない。その意味で山形と京都での研究会は布石としての役割を十分に果したといえよう。とにかく何かもやもやがふつ切れた感じがする。

ところで、前事務局の高橋明善会員より、「1. 世界農村社会学會議訪問ならびにヨーロッパ旅行の件は希望者が二十五人に満たぬため取りやめになつたこと、2. 同会議に出席する日本代表は、同

二宮哲雄氏に決定したこと」の二点の連絡があつた。

最後に、共通課題に多数の報告希望者の応募されることを期する。